

新型コロナワクチン接種のお知らせ ～オミクロン株対応ワクチン接種がはじまります～

●小児接種3回目開始

5歳から11歳のお子様も3回目接種が受けられるようになりました。対象は1・2回目接種を完了し、5か月が経過したお子様です。対象の方には接種券を送付します。

●オミクロン株対応ワクチンに切り替えます

オミクロン株対応型ワクチンが配送開始となり、集団接種・個別接種とも順次従来ワクチンからオミクロン株対応ワクチンに切り替えをしています。

ただし、初回接種の方は従来ワクチンのみ接種可能なため、初めて新型コロナウイルスワクチン接種をする方には従来ワクチンを使用します。初回接種を希望する方は個別に接種医療機関をご案内しますので、新型コロナウイルスワクチン接種対策室にご連絡ください。

(9月時点情報※今後変更の可能性あり)

●12歳以上の追加接種(オミクロン株対応)について

初回接種を完了した12歳以上の住民を対象にオミクロン株対応ワクチンの接種を開始します。前回接種日から5か月を経過している方は、オミクロン株対応ワクチン接種が可能です。対象の方には順次接種券を送付します。

なお、手元に使用していない接種券がある方(3回目・4回目接種の接種券が届いているのに受けていなかった方)には新たな接種券は発行されませんので、すでに届いている接種券を使用してください。

紛失・廃棄してしまった方は再発行の申請が必要です。接種履歴がわかる書類を持って保健福祉センターにお越し下さい

※オミクロン株対応ワクチンの接種は現時点では1人1回です。(12歳以上対象)

～接種券をご確認ください～

転入の方や接種履歴が確認できない方には、接種券が発行されませんので、接種履歴が確認できる書類を持参のうえ、保健福祉センターで接種券の発行の手続きを行ってください。(郵送での申請可)

※申請様式は松島町ホームページからダウンロードできます。

※若い人でも新型コロナに感染した後、重症化したり後遺症が生じることがありますので、ワクチン接種をご検討ください。

松島町新型コロナウイルスワクチン接種対策室 松島町根廻上山王6の27(保健福祉センターどんぐり)
☎022-355-0667 FAX022-353-3722

健診結果を活かしましょう!

健診は、受けた後が重要です。これから順次結果がお手元に届きますので、内容をご確認ください!

結果が届いたら、まずココをチェック!

「毎年ひっかかっているから」「病院で何年前に診てもらったから」と、放置していると進行するのが生活習慣病です。結果が届いたら、封をあけて確認しましょう。

① HbA1c (ヘモグロビンエーワンシー)

血糖を見る検査項目です。検査する1～2か月前からの血糖値の平均を表します。数値が高いと、血管を傷つけてしまい、失明や神経障害、腎臓病につながります。

② 血清クレアチニン、e-GFR (イージーエフアール)

腎臓の機能を見る検査項目です。腎臓は老廃物を身体から排出させる重要な臓器です。腎臓は機能が一度低下すると、回復は難しいため、これ以上悪化させないことが重要です。

③ HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪

脂質を見る検査項目です。LDLコレステロール(悪玉コレステロール)や中性脂肪の値が高いと、動脈硬化や脳卒中につながります。

健診結果や生活習慣について、講話や健康相談を実施します。11ページをご確認ください。

身体からのSOSを見逃さないで!

健診結果の中に、病院でさらに詳しい検査が必要な項目がある方は早めに受診してください。自覚症状がないうちに進行するのが生活習慣病の怖さです。かかりつけ医にご相談ください。

●問合せ 健康長寿課健康づくり班(保健福祉センターどんぐり) ☎022-355-0703

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 事業一覧

町では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格や物価高騰に対応するため、次の2事業を実施します。

詳しくは、各担当までお問い合わせください。

◆松島町子育て世帯への生活支援特別給付金事業

●実施期間: 令和4年10月～令和5年3月

●対象者: 平成16年4月2日から令和5年3月31日までの間に出生した児童で、令和4年10月1日時点で松島町に住所を有する方

●給付金: 児童1人当たり10,000円

●備考: 11月広報に詳細を掲載します

●問合せ先: 町民福祉課福祉班 ☎354-5706

◆松島は笑うがお得商品券発行事業

●事業期間: 令和4年9月～令和5年2月

●事業内容: 10,000円分の商品券を5,000円で販売(10割増し商品券)

●対象者: 全世帯(1世帯あたり2セットまで)

※松島町に住居登録がある世帯主へ10月下旬に購入引換券を送付します。

●販売方法: 11月6日@に販売会を行います。

※販売場所等は購入引換券を確認してください。

●問合せ先: 産業観光課産業振興班 ☎354-5707

利府松島商工会松島事務所 ☎354-3422

町税(料)などの減免について

令和4年7月15日・16日の大雨により被害を受けた場合、その損害状況により、町税(料)などを減免します。

●対象となる税(料)目 町県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

●対象となる税(料)額 災害発生日以降に納期限が到来する令和4年度税(料)額

1 町県民税

要件 住家または家財の被害が30%以上で災証明書が全壊・大規模半壊・中規模半壊の方
※申請が必要となりますのでお問い合わせください。

2 固定資産税・都市計画税

要件 所有する住家の被害が20%以上で災証明書が全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の方
※災証明書が交付された方には後日連絡いたします。

3 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

次のいずれかの要件に該当する方

要件 ①主たる生計維持者の死亡や重篤な傷病を負った場合または行方不明となった場合

②主たる生計維持者の事業収入等の減少が一定要件に該当する場合

③住家のり災証明書が全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・床上浸水被害の方

※り災証明書が交付された方には後日連絡いたします。

●問合せ先

町県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税に関すること

財務課税務班 ☎354-5703

介護保険料に関すること

健康長寿課高齢者支援班 ☎355-0677

後期高齢者医療保険料に関すること

町民福祉課町民サービス班 ☎354-5705